

第2号議案

蒲郡市個人情報保護条例等の一部改正について

蒲郡市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項第1号中「同法第28条」を「番号法第29条」に改める。

(蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、蒲郡市個人情報保護条例第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に1号を加える改正規定のうち同条第4号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第2条のうち蒲郡市個人情報保護条例第21条の2の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年5月30日から施行する。